

悪質・危険な運転行為の撲滅を求める意見書

自動車の運転による交通事故死傷者数は減少傾向にあるものの、一方で、悪質・危険な運転行為によって発生する交通事故は後を絶たない。

平成26年に施行された自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（略称：自動車運転死傷処罰法）は、その後も実態に即した適切な処罰を可能とするための法整備が行われ厳格化されてはいるが、危険運転致死傷罪の適用においては、どのような事例が該当するのかが不明確なことや速度超過等の数値的な基準がないことから、国民目線から見て極めて悪質・危険な運転に対しても、その適用が見送られる実例がある。

こうしたことから、悪質・危険な運転行為を抑止、厳正に対処していくために、悪質・危険な運転行為により発生した交通事故の実態に即した罰則の適用要件の見直しを求める声が大きくなっている。

よって、国に対し、悪質・危険な運転行為を撲滅し、安全・安心な交通社会を構築するよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 悪質・危険な運転行為により発生した交通事故を厳正に対処するため、自動車運転死傷処罰法における危険運転致死傷罪の適用要件の見直し及び明確化を行うこと
- 2 悪質・危険な運転行為を撲滅するため、速度超過や飲酒運転等の取締り強化を行うこと
- 3 特に、運転免許取得から間もないドライバーや交通違反常習者に対して、悲惨な交通事故の加害者とならないための周知啓発を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

東海市議会議長 北川 明夫